

# 日本学生支援機構奨学金

## 平成 29 年 7 月 22 日からの大雨による災害に係る 災害救助法適用地域の世帯の学生・生徒に対する 緊急採用(第一種)および応急採用(第二種)について

平成 29 年 7 月 22 日からの大雨による災害に遭われた世帯の学生で、これから奨学金【緊急採用(第一種奨学金)・応急採用(第二種奨学金)】の貸与を希望する方は、所定用紙を配布しますので学生課窓口まで申し出てください。

### ◆災害救助法の適用地域:

【秋田県】 大仙市

### ◆対象

- \* 上記地域で災害に遭った世帯の学生
- \* 上記以外の近隣の地域で同等の被害を被った世帯の学生
- \* 上記適用地域およびその近隣地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生

### ◆貸与始期および貸与終期

- \* 緊急採用(第一種奨学金:無利子):

月額:30,000 円、54,000 円(自宅)、64,000 円(自宅外)

平成 29 年 7 月以降で申込者が希望する月から平成 30 年 3 月まで。

ただし、「緊急採用奨学金継続願」の提出があった場合、翌年度末(平成 31 年 3 月)まで貸与継続可能

- \* 応急採用(第二種奨学金:有利子):

月額:30,000 円、50,000 円、80,000 円、100,000 円、120,000 円

平成 29 年 4 月以降で申込者が希望する月から最短修業年限の終了月まで。

### ◆提出書類

- (1) 奨学生カードまたは更新用紙
- (2) スカラネット入力用紙(所定用紙)
- (3) 確認書兼同意書(所定用紙)
- (4) 父母の収入に関する証明書類(最新年分の源泉徴収票または確定申告書の写し(第一表・第二表・収支内訳書)等)
- (5) 被災証明書(市町村発行)※証明書が発行されない場合は、学生課窓口までご相談ください。
- (6) 出身高校の調査書(1 年次生のみ、評定平均値が記載されているもの。)

2017 年 8 月 2 日 明治学院大学 学生部